兵庫県公報

平成25年６月18日　火曜日　　第 2501 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　示　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ページ

○ 公印の廃止及び新調（文書課）…… 1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）…… 3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の再開の届出（同）…… 4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）…… 6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）…… 8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）…… 9
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）…… 9
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）…… 9
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）…… 10
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）…… 10
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）…… 11
○ 同　　上（同）…… 11
○ 同　　上（同）…… 11
○ 同　　上（同）…… 12
○ 同　　上（同）…… 12
○ 同　　上（同）…… 13
○ 同　　上（同）…… 13
○ 同　　上（同）…… 14
○ 同　　上（同）…… 14
○ 同　　上（同）…… 14
○ 同　　上（同）…… 15
○ 同　　上（同）…… 15
○ 同　　上（同）…… 16
○ 同　　上（同）…… 16
○ 公共測量を終了する旨の通知（契約管理課）…… 16
○ 基本測量を実施する旨の通知（同）…… 17
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）…… 17

公　告

○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（建築指導課）…… 17
○ 入札公告（管理課）…… 18
○ 同　　上（同）…… 21
○ 同　　上（同）…… 24

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 …… 26
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数等 …… 28
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１等の数 …… 28

警察本部公告

○ 入札公告 …… 29

告　　示

兵庫県告示第872号

１に掲げる公印を平成25年３月31日限り廃止し、２に掲げる公印を新調し、平成25年４月１日からその使用を開始した。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　廃止公印の名称及び印影

	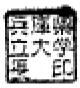		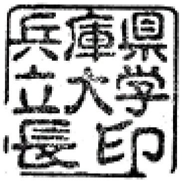
兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印（神戸学園都市キャンパス）	兵庫県立大学長印
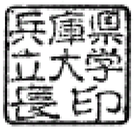	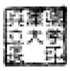		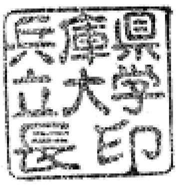
兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印（姫路書写キャンパス）	兵庫県立大学長印
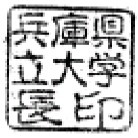			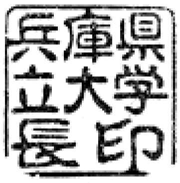
兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印（播磨光都キャンパス）	兵庫県立大学長印
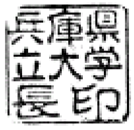	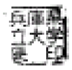		
兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印（姫路新在家キャンパス）	兵庫県立大学長印
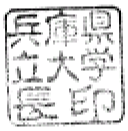	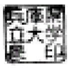	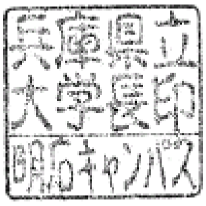	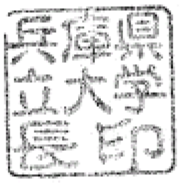
兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印（明石キャンパス）	兵庫県立大学長印

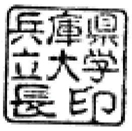	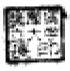		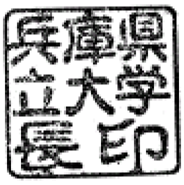
兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印（神戸ポートアイランドキャンパス）	兵庫県立大学長印
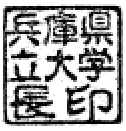		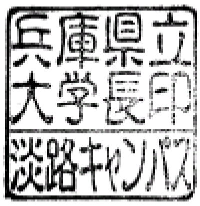	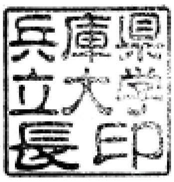
兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印（淡路キャンパス）	兵庫県立大学長印
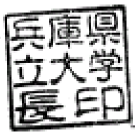			
兵庫県立大学長印	兵庫県立大学長印	兵庫県知事印（姫路家畜保健衛生所神戸出張所）	

２　新調公印の名称及び印影

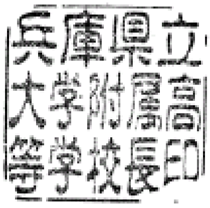	
兵庫県立大学附属高等学校長印	兵庫県立大学附属中学校長印

兵庫県告示第873号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定医療機関

名　称	所在地	開設者	指定年月日
ライフォート西明石薬局	明石市小久保２―１―９	株式会社ココカラファインヘルスケア	平成25年４月１日
平林耳鼻咽喉科クリニック	同　市大久保町大窪445―１	医療法人社団平林医院	同　年５月１日
金城耳鼻咽喉科クリニック	同　市二見町西二見駅前４―３	金　城　東　和	同
あわじ薬局	洲本市塩屋１―１―146	有限会社イトーヤク	同
洲本調剤薬局塩屋店	同　　上	株式会社ドラッグストアウシオ	同
医療法人晴風園訪問看護・リハビリステーションせいふう	伊丹市鋳物師５―79	医療法人晴風園	平成25年３月18日
松島歯科医院	同　市中央２―９―13	松　島　　　正	同　年４月１日
室井整形外科・心療内科	たつの市揖保町西構182	医療法人社団室井整形外科・心療内科	同　年３月１日
たけもとクリニック	赤穂市加里屋2164―７	武　本　　　啓	同　年５月１日
あさひ薬局西脇店	西脇市上野221―１	ナイトウメディックス株式会社	平成23年11月19日
ここちリハビリ訪問看護センター	宝塚市安倉南２―15―４	株式会社Ｂｌｏｏｍｉｎｇ Ｓｍｉｌｅ	平成25年５月１日
さくら眼科クリニック	同　市栄町１―６―２　花のみちセルカ２番館３Ｆ	関　山　英　一	同
ライフォート米田北薬局	高砂市米田町米田722―82	株式会社ココカラファインヘルスケア	平成25年４月１日
ライフォート高砂薬局	同　市荒井町日之出町10―12	同　　上	同
平井小児科・アレルギー科医院	小野市黒川町103―１	平　井　孝　長	平成25年５月１日
ゴダイ薬局八鹿八木店	養父市八鹿町八木75―２	ゴダイ株式会社	同　年４月１日
あきら整形外科クリニック	丹波市青垣町佐治72	平　島　　　顕	同
丹波ふれあい薬局	同　市氷上町香良字中山田614―３	株式会社ヒロヒューマ	平成25年５月１日
さくら内科クリニック	加東市下久米580―１	角　田　　　誠	同
ライフォートパークタウン薬局	川辺郡猪名川町若葉１―４―２	株式会社ココカラファインヘルスケア	平成25年４月１日

兵庫県告示第874号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　名称等の変更の届出があった指定医療機関

名　称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
医療法人社団平林皮フ科眼科医院	明石市大久保町大窪1473―３	開設者名称	医療法人社団平林皮フ科眼科医院	医療法人社団平林医院	平成25年３月18日
下加茂のあわじ薬局	洲本市下加茂１―２―36	医療機関名称	あわじ薬局	下加茂のあわじ薬局	同　年５月１日
タキヤ桜台東薬局	伊丹市中野北３―６―６シェモアⅡ	同　　上	ウエルシア桜台東薬局	タキヤ桜台東薬局	同　年４月１日
タキヤ野間薬局	同　市野間７―１―３	同　　上	ウエルシア野間薬局	タキヤ野間薬局	同
一般財団法人甲南会甲南加古川病院	加古川市神野町西条1545―１	開設者名称	財団法人甲南病院加古川病院	一般財団法人甲南会甲南加古川病院	平成24年４月１日
医療法人社団丸野外科整形外科クリニック	西脇市上野96	同　　上	医療法人社団丸野外科医院	医療法人社団丸野外科整形外科クリニック	平成23年12月10日
タキヤ能勢口薬局	川西市栄町10―５―104パルティ川西１Ｆ	医療機関名称	ウエルシア能勢口薬局	タキヤ能勢口薬局	平成25年４月１日
丹波市休日応急診療所	丹波市柏原町柏原443	同　　上	丹波市休日診療所	丹波市休日応急診療所	平成22年４月１日
聖隷訪問看護ステーション淡路	淡路市浜１―45	同　　上	せいれい訪問看護ステーション淡路	聖隷訪問看護ステーション淡路	平成25年４月１日

2　廃止の届出があった指定医療機関

名　称	所在地	開設者	廃止年月日
ライフォート西明石薬局	明石市小久保２―１―９	株式会社ライフォート	平成25年３月31日
医療法人晴風園訪問看護・リハビリステーションせいふう	伊丹市鋳物師４―87―１―102	医療法人晴風園	同　　月17日
佐々木小児科医院	同　市梅ノ木２―３―28	佐々木　皓　一	同　　月24日
松島歯科医院	同　市中央２―９―13	松　島　　昭	同　　月31日
室井整形外科・心療内科	たつの市揖保町西構182	髙　森　眞理子	平成25年２月28日
あさひ薬局西脇店	西脇市上野88	ナイトウメディックス株式会社	平成21年３月31日
ライフォート米田北薬局	高砂市米田町米田722―82	株式会社ライフォート	平成25年３月31日
ライフォート高砂薬局	同　市荒井町日之出町10―12	同　　上	同
ライフォート山下薬局	川西市見野３―７―４	同　　上	同
さくら薬局兵庫八鹿店	養父市八鹿町下網場396―13	クラフト株式会社	平成25年４月12日
あきら整形外科クリニック	丹波市青垣町佐治72	医療法人社団尚仁会	同　年３月31日

ライフォートパークタウン薬局	川辺郡猪名川町若葉１―４―２	株式会社ライフォート	同

３　休止の届出があった指定医療機関

名　称	所在地	開設者	休止年月日
岩本外科皮ふ科医院	明石市大蔵谷清水652―６	医療法人岩本外科皮ふ科医院	平成25年３月31日

兵庫県告示第875号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定介護機関

名　称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
神明病院介護支援センター	明石市大久保町大窪2525―１	医療法人社団せいゆう会	居宅介護支援	平成25年４月１日
ハートケアひだまり	同　市別所町１―８　別所マンション102	株式会社光	訪問介護、介護予防訪問介護	同
ケアプランセンター稲穂	同　市大久保町大窪3428	株式会社ケアプランセンター稲穂	居宅介護支援	平成25年４月15日
きよしクリニック	同　市大久保町大窪249―１	医療法人社団きよしクリニック	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	同　年５月１日
ケア２１二見	同　市二見町東二見414―６―102	株式会社ケア２１	訪問介護、介護予防訪問介護	同
カインズケア	伊丹市池尻４―９―78	合同会社カインズケア	居宅介護支援	平成25年４月１日
かわぐちデイサービス	同　市昆陽泉町１―４―７	有限会社川口商店	通所介護、介護予防通所介護	同　　月13日
やまもとクリニック泌尿器科	同　市西野１―81　ヴィア・ラテア西野１階	医療法人社団やまもとクリニック泌尿器科	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年５月１日
たんぽぽ薬局加古川店	加古川市神野町神野204―78	たんぽぽ薬局株式会社	同　　上	同　年４月１日
デイサービスセンターなごみ	同　　市平岡町新在家2333―２	社会福祉法人博愛福祉会	通所介護、介護予防通所介護	同
デイサービスセンター和	同　　上	同　　上	同　　上	同

まいるどくらぶ	同　　市東神吉町神吉651―98	株式会社マイルド	同　　上	平成25年５月１日
介護ショップ赤とんぼ	西脇市西脇1239―２	株式会社赤とんぼ	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同
聖隷ケアプランセンター花屋敷	宝塚市山本東３―14―７―101	社会福祉法人聖隷福祉事業団	居宅介護支援	平成25年４月20日
ここちリハビリセンター宝塚南	同　市安倉南２―15―４	株式会社ＢｌｏｏｍｉｎｇＳｍｉｌｅ	通所介護、介護予防通所介護	同　年５月１日
ここちリハビリ訪問看護センター	同　　上	同　　上	訪問看護、介護予防訪問看護	同
えいむデイサービス	宝塚市仁川北３―７―14	株式会社エイ・アイ・エム	通所介護、介護予防通所介護	同
エヴァ居宅介護支援事業所	同　市三笠町６―21	株式会社恵芭	居宅介護支援	同
さわやかデイサービス水明台	川西市水明台１―２―61	特定非営利活動法人さわやか北摂	通所介護、介護予防通所介護	平成24年12月１日
つるやケアプランセンター	同　市栄町25―１―111	有限会社つるや薬局	居宅介護支援	平成25年５月１日
デイサービスはぁ～とふる三田	三田市駅前町11―１	特定非営利活動法人ふる里	通所介護、介護予防通所介護	同
ゴダイ薬局八鹿八木店	養父市八鹿町八木75―２	ゴダイ株式会社	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年４月１日
居宅介護支援事業所ふるさと	丹波市春日町栢野707	株式会社ふるさと	居宅介護支援	同　年５月１日
山中医院	宍粟市山崎町山崎６	医療法人社団山中医院	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	同　年２月25日
小規模介護老人保健施設ふれあい大島	川辺郡猪名川町鎌倉字横大道20―２	医療法人晴風園	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	同　年４月５日
サンホームみかづきデイサービスセンター弦谷の里	佐用郡佐用町弦谷145―12	社会福祉法人博愛福祉会	通所介護、介護予防通所介護	同　　月11日

兵庫県告示第876号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　名称等の変更の届出があった指定介護機関

名　称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護・リハビリテーションセンターＹＯＵ	伊丹市御願塚４―５―１　メゾンＫ＆Ｋ	事業者名称 開設者名称	特定非営利活動法人宝塚総合福祉研究所・訪問看護センターＹＯＵ	特定非営利活動法人ＹＯＵ医療保健福祉研究所訪問看護・リハビリテーションセンターＹＯＵ	平成25年４月26日
社会福祉法人北但社会福祉事業会こうのとり居宅支援センター	豊岡市塩津町２―37	事業者名称	社会福祉法人北但社会福祉事業会豊岡市在宅介護支援センター	社会福祉法人北但社会福祉事業会こうのとり居宅支援センター	平成18年４月１日
聖隷訪問看護ステーション淡路	淡路市浜１―45	同　　上	せいれい訪問看護ステーション淡路	聖隷訪問看護ステーション淡路	平成25年４月１日
聖隷ケアプランセンター淡路	同　　上	同　　上	せいれいケアプランセンター淡路	聖隷ケアプランセンター淡路	同

２　廃止の届出があった指定介護機関

名　称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
神明病院介護支援センター	明石市大久保町大窪2195―１	医療法人社団せいゆう会	居宅介護支援	平成14年４月９日
ケアプランセンター稲穂	同　市大久保町西脇137　大久保ダイヤハイツ105	株式会社ケアプランセンター稲穂	同　　上	平成25年４月14日
きよしクリニック	同　市大久保町大窪249	西大條　　清	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	同　　月30日
やまもとクリニック泌尿器科	伊丹市西野１―81　ヴィア・ラテア西野１Ｆ	山　本　裕　信	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同
デイサービスセンターなごみ	加古川市平岡町新在家2333―２	医療法人社団奉志会	通所介護、介護予防通所介護	平成25年３月31日
デイサービスセンター和	同　　上	同　　上	同　　上	同
株式会社平和ハウス工業介護ショップ赤とんぼ	西脇市西脇1236	株式会社平和ハウス工業	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	平成25年４月30日

せいれいケアプランセンター花屋敷	宝塚市切畑字長尾山５―321	社会福祉法人聖隷福祉事業団	居宅介護支援	同　　月19日

兵庫県告示第877号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
中　野　勇　毅	なかの整骨院	伊丹市春日丘５―22―15	平成25年５月10日
西　原　正　人	にしはら鍼灸整骨院	豊岡市九日市中町162―１	同　年４月22日
松　本　　修	あすと訪問マッサージ	加古川市平岡町新在家716―８Ｄ―911	同　年３月１日
塩　井　勝　也	塩井整骨院	同　　市加古川町平野350　シェーネルブラウエン１ＦＡ号	同　年４月４日
大　門　浩　史	大門鍼灸接骨院	宝塚市川面３―23―12	同　　月18日
足　立　天　平	神楽鍼灸整骨院	丹波市青垣町大名草822―１	平成25年３月21日
西　岡　竜　治	整骨院にしおか	南あわじ市山添354―１	同　年４月18日

兵庫県告示第878号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第２項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　変更事項

組合の地区

次の地区を追加する。

大阪府貝塚市

２　認可年月日

平成25年６月３日

兵庫県告示第879号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

本郷土地改良区

就任役員

役員の区分	氏　名	住　所
監　事	山　内　　進	篠山市本郷1308番地１

兵庫県告示第880号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

神戸市上津橋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	澤　田　正　行	神戸市西区平野町中津905番地
同	田　中　茂　行	同　市同区平野町中津685番地の１
同	澤　田　國　廣	同　市同区平野町中津809番地
同	中　野　　　保	同　市同区平野町中津817番地の１
同	吉　川　淳　一	同　市同区平野町中津1083番地
同	吉　川　忠　明	同　市同区平野町中津900番地の１
同	上　田　安　孝	同　市同区平野町中津938番地
同	上　田　　　稔	同　市同区平野町中津942番地
同	茨　木　文　夫	同　市同区平野町中津825番地
同	田　中　利　一	同　市同区平野町中津802番地
同	茨　木　計　雄	同　市同区平野町中津902番地
同	寺　岡　茂　喜	明石市大久保町松陰新田567番地
同	戸　田　利　秋	同　市大久保町松陰新田690番地
同	岡　本　利　彦	神戸市西区玉津町出合134番地
同	池　上　　　功	同　市同区玉津町出合380番地
監　事	葉　田　豊　秋	同　市同区平野町中津813番地
同	藤　井　末治郎	同　市同区平野町中津693番地の１
同	寺　岡　喜　行	同　市同区平野町中津794番地の１

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	澤　田　正　行	神戸市西区平野町中津905番地
同	田　中　茂　行	同　市同区平野町中津685番地の１
同	中　野　　　保	同　市同区平野町中津817番地の１
同	吉　川　聡　一	同　市同区平野町中津1083番地
同	吉　川　忠　明	同　市同区平野町中津900番地の１
同	上　田　安　孝	同　市同区平野町中津938番地
同	茨　木　文　夫	同　市同区平野町中津825番地
同	寺　岡　茂　喜	明石市大久保町松陰新田567番地
監　事	葉　田　豊　秋	神戸市西区平野町中津813番地
同	澤　田　國　廣	同　市同区平野町中津809番地
同	岡　本　利　彦	同　市同区玉津町出合134番地

遠方土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
監　事	橋　本　成　幸	篠山市遠方558番地

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
監　事	細　見　和　治	篠山市本郷26番地１

兵庫県告示第881号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

土地改良区の名称	認可年月日
加古川西土地改良区	平成25年６月３日

兵庫県告示第882号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町上生野字菅町奥山108の４・108の７（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、108の１、108の８から108の10まで、108の12、108の13

２　保安林として指定された目的

水源の涵（かん）養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第883号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町上生野字赤星70、71、72の１から72の３まで、73の１、74

２　保安林として指定された目的

水源の涵（かん）養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第884号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字妙ケ谷143の２・143の３（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、143の１、143の４、143の５、143の８、143の12

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第885号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字市野々奥142の１、142の３、142の４

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第886号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字市野々141の１、141の３から141の６まで、141の９、141の10

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第887号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字三国ケ峰220の４、220の７、220の10から220の12まで、220の17
２　保安林として指定された目的
水源の涵（かん）養
３　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第888号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市生野町黒川字ダケ57の１
２　保安林として指定された目的
水源の涵（かん）養
３　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝

来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第889号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字榊ノ谷４の３

２　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第890号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字寺谷152の１、152の３から152の８まで

２　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第891号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字三国ケ峰220の15、220の16

２　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第892号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町黒川字三国ケ峰220の５、220の８

２　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第893号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町円山字屋敷218の２、219の２

２　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第894号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　朝来市生野町栃原字畑ノ谷1788の１
２　保安林として指定された目的
　水源の涵（かん）養
３　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第895号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　朝来市生野町黒川字市野々141の１、141の３、141の５、141の６、141の９、141の10、字市野々奥142の１、142の４、字妙ケ谷143の４、143の５、143の12
２　保安林として指定された目的
　公衆の保健
３　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第896号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施す

る旨の通知があった。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

２　作業期間

平成25年６月28日から平成26年３月31日まで

３　作業地域

兵庫県全域

兵庫県告示第897号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　作業種類

公共測量（３級基準点測量・４級基準点測量）

２　作業期間

平成25年３月18日から同年５月９日まで

３　作業地域

神戸市須磨区中落合地域

兵庫県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年６月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年６月18日から２週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
国道 ４２９号	朝来市佐嚢字水田1657番１から 同　市佐嚢字向峠145番１まで	旧	5.0から 9.0まで	114.0	
		新	8.0から 25.0まで	114.0	
県道 養父宍粟線	養父市八鹿町国木字下タイ113番３から 同　市八鹿町国木字下タイ121番１まで	旧	11.0から 28.0まで	128.0	
		新	12.0から 28.0まで	128.0	
県道 大屋波賀線	養父市大屋町若杉字奥山106番３から 同　市大屋町若杉字奥山104番まで	旧	10.0から 15.0まで	85.0	
		新	14.0から 29.0まで	85.0	

公　　告

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年６月18日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南あわじ市市三條字才ノ神930番１、930番８、934番２、935番１、935番３から935番５まで、936番８から936番12まで、943番３、943番４、943番６から943番９まで、944番１から944番５まで、945番１、945番２、946番１、946番２、946番６から946番９まで、947番４から947番６まで

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

南あわじ市市三條607番地

三豊土地株式会社　代表取締役　藤　井　　要

3　許可年月日及び許可番号

平成25年５月21日

兵庫県指令淡路（洲土）（建）　第１－２－２号（24南あわじ）

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年６月18日

契約担当者

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　調達内容

⑴　調達物品及び数量

自動体外式除細動器及び付属品等一式　163台

⑵　調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶　納入期限

平成25年８月30日（金）正午

⑷　納入場所

兵庫県庁西館大会議室　神戸市中央区下山手通５―10―１

⑸　入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3　入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

⑴　書面による入札

ア　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

兵庫県出納局管理課　担当　登里
電話（078）341－7711　内線4937　ＦＡＸ（078）362－3928

イ　参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年６月18日（火）から同年７月２日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。ただし、６月21日（金）以降は午後０時30分から午後１時30分までを除く。）

ウ　入札の日時

平成25年７月29日（月）午後３時　兵庫県庁西館　１階小入札室

エ　入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年７月26日（金）午後５時までに上記アの場所に必着のこと。

⑵　電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア　参加申込みの期間

平成25年６月18日（火）午前９時から同年７月２日（火）午後４時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ　入札の日時

平成25年７月22日（月）午後５時から同月29日（月）午後３時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ　開札日時及び場所は上記⑴ウに同じ。

４　仕様確認等

⑴　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

平成25年６月19日（水）から同年７月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。ただし、６月21日（金）以降は午後０時30分から午後１時30分までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成25年６月19日（水）から同年７月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後８時まで（ただし、７月12日（金）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

前記３⑴アに同じ。

ウ　提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ　提出方法

電子入札システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

平成25年７月22日（月）午後５時までに通知する。

⑵　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記⑴ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑶　入札者は、上記⑴オで認められた物品で入札すること。

５　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額の100分の５以上の額の入札保証金を平成25年７月25日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

⑷　入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年８月13日（火）までであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ　代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

㈠　初度の入札に参加して有効な入札をした者

㈡　初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

⑸　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑹　契約書作成の要否

要作成

⑺　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑻　その他

詳細は、入札説明書による。

６　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

⑴　Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

⑵　Nature and quantity of the product to be purchased:

One automated external defibrillator (AED) and its accessories (Quantity:163sets)

⑶　Delivery date: By the midday of August 30, 2013

⑷　Delivery place:

Large Conference Room, Hyogo Pref. Government West Wing

⑸　Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 2, 2013

⑹　Deadline for tender:

15:00 July 29, 2013 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 July 26, 2013 by mail

⑺　Person to contact concerning the notice:

Mr.Noborizato, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年６月18日

契約担当者
兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　調達内容

⑴　調達物品及び数量

微小粒子状物質自動測定記録計　13台

⑵　調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶　納入期限

平成25年11月29日（金）

⑷　納入場所

洲本市役所局　洲本市本町３―４―10　１台
朝日ヶ丘小学校局　芦屋市朝日ヶ丘町10―10　１台
伊丹市役所局　伊丹市千僧１―１　１台
相生市役所局　相生市旭１―１―３　１台
たつの市役所局　たつの市龍野町富永1005―１　１台
赤穂市役所局　赤穂市加里屋81　１台
西脇市役所局　西脇市郷瀬町605　１台
よりあいひろば局　宝塚市小林３―５―22　１台
川西市役所局　川西市中央町12―１　１台
三田市役所局　三田市三輪２―１―１　１台
播磨町役場局　播磨町東本荘１―５―30　１台
太子町役場局　太子町鵤1369―１　１台
柏原局　丹波市柏原町柏原688　１台

⑸　入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

２　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

⑴　書面による入札

ア　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県出納局管理課　担当　登里
電話（078）341－7711　内線4937　ＦＡＸ（078）362－3928

イ　参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年６月18日（火）から同年７月２日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。ただし、６月21日（金）以降は午後０時30分から午後１時30分までを除く。）

ウ　入札の日時

平成25年７月29日（月）午後４時　兵庫県庁西館　１階小入札室

エ　入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年７月26日（金）午後５時までに上記アの場所に必着のこと。

⑵　電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア　参加申込みの期間

平成25年６月18日（火）午前９時から同年７月２日（火）午後４時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ　入札の日時

平成25年７月22日（月）午後５時から同月29日（月）午後４時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ　開札日時及び場所は上記⑴ウに同じ。

４　仕様確認等

⑴　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

平成25年６月19日（水）から同年７月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。ただし、６月21日（金）以降は午後０時30分から午後１時30分までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成25年６月19日（水）から同年７月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後８時まで（ただし、７月12日（金）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

前記３⑴アに同じ。

ウ　提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ　提出方法

電子入札システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

平成25年７月22日（月）午後５時までに通知する。

⑵　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記⑴ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑶　入札者は、上記⑴オで認められた物品で入札すること。

５　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額の100分の５以上の額の入札保証金を平成25年７月25日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

⑷　入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年８月13日（火）までであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ　代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

㈠　初度の入札に参加して有効な入札をした者

㈡　初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

⑸　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑹　契約書作成の要否

要作成

⑺　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑻　その他

詳細は、入札説明書による。

６　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

⑴　Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

⑵　Nature and quantity of the product to be purchased:

13 PM2.5 automatic recorder

⑶　Delivery date: By November 29, 2013

⑷　Delivery place:

Sumoto City Hall measuring station

Asahigaoka Elementary School measuring station

Itami City Hall measuring station

Aioi City Hall measuring station

Tatsuno City Hall measuring station

Ako City Hall measuring station

Nishiwaki City Hall measuring station

Yoriai-hiroba measuring station

Kawanishi City Hall measuring station

Sanda City Hall measuring station

Harima Town Hall measuring station

Taishi Town Hall measuring station

Kaibara measuring station

⑸　Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 2, 2013

⑹ Deadline for tender:

16:00 July 29, 2013 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 July 26, 2013 by mail

⑺ Person to contact concerning the notice:

Mr.Noborizato, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年６月18日

契約担当者

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　調達内容

⑴　調達物品及び数量

除雪トラック（７トン級）　２台

⑵　調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶　納入期限

平成26年３月28日（金）

⑷　納入場所

豊岡土木事務所　兵庫県豊岡市幸町７―11　１台

養父土木事務所　兵庫県養父市八鹿町下網場320　１台

⑸　入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

２　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

⑴　書面による入札

ア　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

兵庫県出納局管理課　担当　橋本

電話（078）341－7711　内線4947　FAX（078）362－3928

イ　参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年６月18日（火）から同年７月２日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。ただし、６月21日以降は午後０時30分か

ら午後１時30分を除く。)

ウ　入札の日時

平成25年７月30日（火）午後３時　兵庫県庁西館１階　小入札室

エ　入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年７月29日（月）午後５時までに上記アの場所に必着のこと。

⑵　電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア　参加申込みの期間

平成25年６月18日（火）午前９時から同年７月２日（火）午後４時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ　入札の日時

平成25年７月23日(火)午後５時から同月30日（火）午後３時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ　開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

４　仕様確認等

⑴　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

平成25年６月19日（水）から同年７月17日（水）まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。ただし、６月21日以降は午後０時30分から午後１時30分までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成25年６月19日（水）から同年７月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後８時まで（ただし、７月17日（水）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

前記３(1)アに同じ。

ウ　提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ　提出方法

電子入札システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

平成25年７月23日（火）午後５時までに通知する。

⑵　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑶　入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

５　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額の100分の５以上の額の入札保証金を平成25年７月26日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

⑷　入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年８月14日（水）までであること。
ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。
エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ　入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
キ　代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
ク　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
(ｱ)　初度の入札に参加して有効な入札をした者
(ｲ)　初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5)　入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6)　契約書作成の要否
要作成

(7)　落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8)　その他
詳細は、入札説明書による。

６　Summary for the Notice of General Competitive Tendering
(1)　Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
(2)　Nature and quantity of the product to be purchased:
2 Snow truck (7 tons)
(3)　Delivery period: March 28, 2014
(4)　Delivery place:
Toyooka Public Works Office
Yabu Public Works Office
(5)　Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 July 2, 2013
(6)　Deadline for tender:
15:00 July 30, 2013 by direct delivery, electronic bidding system;
17:00 July 29, 2013 by mail
(7)　Person to contact concerning the notice:
Mr.Hashimoto, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4947

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第９条並

びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第６条において準用する公職選挙法施行令第55条第２項及び第４項第２号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、及び指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年６月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長　武　田　丈　蔵

１　病院及び介護老人保健施設の表洲本市の項中

「

洲本市	兵庫県立淡路病院	洲本市下加茂１丁目６―６

」

を

「

洲本市	兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋１丁目１―137

」

に改める。

２　老人ホームの表神戸市の項中

「

	メディカルホーム　グランダ御影西	同　市灘区記田町２丁目１―11

」

を

「

	メディカルホーム　グランダ御影西	同　市灘区記田町２丁目１―11
	グランフォレスト神戸六甲	同　市灘区中郷町３丁目３―７
	クラブ・アンクラージュ御影	同　市灘区土山町16―２
	Ｃｈａｒｍ　Ｓｕｉｔｅ（チャームスイート）神戸摩耶	同　市灘区箕岡通４丁目５―２
	ニチイケアセンター神戸摩耶	同　市灘区味泥町４―19

」

に、

「

	さつき園「あきの荘」	同　市北区山田町小部字杉の木３番地の２

」

を

「

	さつき園「あきの荘」	同　市北区山田町小部字杉の木３番地の２
	ケアハウスストロベリー	同　市北区有野町二郎字西浦383

」

に、

「

	サテライト特養ももやまだい	同　市垂水区桃山台５丁目1140

」

を

「

サテライト特養ももやまだい	同　市垂水区桃山台５丁目1140
ユトリーム朝霧	同　市垂水区狩口台６丁目 12―１
ケアハウスまんてん垂水	同　市垂水区名谷町 1547―１

」

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに同法第76条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成25年６月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長　武　田　丈　蔵

選挙権を有する者の総数の50分の１の数　90,978

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数　668,610

兵庫県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第１項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１等の数」という。）は、次のとおりである。

平成25年６月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長　武　田　丈　蔵

（選　挙　区　名）	（選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１等の数）
神戸市東灘区	55,993
神戸市灘区	35,029
神戸市中央区	33,368
神戸市兵庫区	30,062
神戸市北区	61,325
神戸市長田区	27,184
神戸市須磨区	45,426
神戸市垂水区	61,138
神戸市西区	66,320
姫路市	138,029
尼崎市	126,747
明石市	79,567
西宮市	127,264
洲本市	13,108
芦屋市	26,183

伊　　丹　　市	53,146
相　　生　　市	8,580
豊　　岡　　市	23,580
加　古　川　市	72,319
たつの市及び揖保郡	30,660
赤穂市及び赤穂郡	18,359
西脇市及び多可郡	17,871
宝　　塚　　市	62,445
三　　木　　市	22,210
高　　砂　　市	25,368
川西市及び川辺郡	52,133
小　　野　　市	13,172
三　　田　　市	30,473
加　　西　　市	12,712
篠　　山　　市	12,077
養　　父　　市	7,271
丹　　波　　市	18,539
南　あ　わ　じ　市	13,967
朝　　来　　市	9,045
淡　　路　　市	13,251
宍　　粟　　市	11,402
加　　東　　市	10,675
加　　古　　郡	17,897
神　　崎　　郡	12,280
佐　　用　　郡	5,399
美　　方　　郡	10,038

警　察　本　部　公　告

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年６月18日

契約担当者

兵庫県警察本部長　塩　川　実喜夫

１　調達内容

⑴　調達内容

遺失物管理システム一式（賃貸借）

⑵　仕様

契約担当者が示す仕様のとおり

⑶　契約期間

平成25年12月10日（火）から平成30年12月９日（日）まで

⑷　履行場所及び仕様

兵庫県警察本部が指定する場所

⑸　入札方法

上記(1)の調達について月額により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑸　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

３　申込書・入札書の提出等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係　担当　白石

電話（078）341－7441　内線2252

⑵　申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年６月18日（火）から同年７月２日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑶　入札・開札の日時及び場所

平成25年７月30日（火）午前11時00分　兵庫県警察本部　４階入札室

⑷　入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札については、平成25年７月29日（月）午後５時までに上記(1)の場所に必着のこと。

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の５以上の額の入札保証金を平成25年７月29日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

免除

⑷　入札者に求められる義務

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年７月２日（火）までに提出すること。

イ　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑸　入札に関する条件

ア　入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年８月６日（火））まであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク　入札金額は、前記１(1)の件名の総額の金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。
ケ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
(ｱ)　初度の入札に参加して有効な入札をした者
(ｲ)　初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
サ　この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(6)　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7)　契約書作成の要否

要作成

(8)　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9)　その他

詳細は、入札説明書による。

５　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1)　Name and title of head of the procuring entity:
Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased:
A Lost Article Control System, 1 Set

(3)　Trust period:
From December 10, 2013 through December 9, 2030

(4)　Trust place:
The place that Hyogo Prefecturl Police H.Q. assigns

(5)　Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 June 29, 2013

(6)　Deadline for tender:
17:00 July 29, 2013 by mail
11:00 July 30, 2013 by direct delivery

(7)　Person to contact concerning the notice:
Mr.Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2252